

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

平成27年3月2日現在における請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあつては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する同法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項において準用する場合を含む。）及び同法第291条の6第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月29日

青森県後期高齢者医療広域連合
選挙管理委員会委員長 坪田 左近



1 請求権を有する者の総数の50分の1の数

22,365人

2 請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあつては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

239,782人